

# 自筆証書遺言書の保管制度について

弁護士 岩城方臣



弁護士  
岩城 方臣  
(いわきまさおみ)

<学歴>  
私立大阪星光学院高等学校  
卒業  
一橋大学法学部 卒業  
大阪市立大学法科大学院  
修了

<職歴>  
2012年12月  
最高裁判所司法研修所修了  
(65期)、弁護士登録(大阪弁  
護士会)  
2016年4月  
大阪府貝塚市行政不服審理員  
就任  
2018年1月  
佐野簡易裁判所司法委員就任

<取扱業務>  
民事法務、商事法務、会社法務、  
家事相続法務

## 第1 はじめに

相続法(民法第5編【相続】)で規定されている条項の総称)が約40年ぶりに改正され、遺言や遺産分割に関する制度が見直されました。改正相続法は段階的に施行されましたが、その中の一つである「自筆証書遺言書を法務局に保管する制度」の運用が、令和2年7月から開始されています。さらに、これに関連して、令和3年度から、遺言者が死亡した時に自筆証書遺言書が保管されていることをあらかじめ指定しておいた相続人等に通知する制度も運用が開始されましたので、これらの制度の概要と利点・留意点をご説明します。

## 第2 遺言書の種類

### 1 遺言書の形式と要件

通常の方式(普通方式)による遺言書には、自筆証書遺言書・公正証書遺言書・秘密証書遺言書があります。さらに、疫病等により死の危険が迫り、普通方式により遺言書を作成していると間に合わないような場合は、別途、特別な方式による遺言書の作成が認められています。

遺言とは、遺言者が自分の死後の財産承継や身分(婚外子の認知、相続人の廃除等)等の内容を書面に表す行為ですので、どの方式による遺言においても、遺言書作成時に、遺言の内容とその結果生ずる法律効果を理解し判断する能力(遺言能力)が必要となります。また、遺言の効力が生じるときには、遺言者本人は死亡しており真意を確認することができないため、遺言の形式は法律等により厳格に定められています。

### 2 各方式による遺言書の比較

#### (1) 自筆証書遺言書

遺言者本人が遺言書の全文・日付・氏名を自書する形式の遺言書です。相続法改正により、自書の要件が若干緩和され、パソコンで作成した遺産目録や預金通帳のコピー、不動産登記簿謄本等を遺言書本文に添付することが認められるようになりました(但し、複数枚にわたる場合に契印を押すなどの法定の方式を遵守する必要があります)、基本的には、パソコンや代筆等によらず、遺言書を自分で手書きする必要があります。

また、書き間違いや書き漏れがあった場合の修正方法も厳格に定められています。

封印は必須の要件ではありませんが、封印されていないものも含めて、自筆証書遺言書は、遺言書の保管者や発見者が遺言者の死亡を知った後、遅滞なく家庭裁判所の検認を受けなければならない、家庭裁判所が発行した

検認済証明書がなければ、相続登記手続や預貯金の解約手続等はできません。

#### (2) 公正証書遺言書

公正証場で遺言者が遺言内容を公証人に伝え、公証人が作成する形式の遺言書です。2人以上の証人立ち会いが要件となり、相続財産の価額に応じて公証人に手数料を支払う必要があります。

遺言書は原本・正本・謄本の3通が作成され、原本は公正証場に保管され、遺言者の氏名・生年月日・証書の作成日等のデータが登録されます。遺言者の死後(生前は不可)、相続人等の法律上の利害関係者は、公正証場の遺言書検索システムを利用し、公正証書遺言書の有無や遺言書を保管している公正証場を確認することができます(なお、遺言書の内容を確認するためには、原本を保管している公正証場で閲覧請求を行う必要があります)。

公正証書遺言書は家庭裁判所による検認が不要です。日本公証人連合会の統計によると、直近の数年間で、年間10万件前後の公正証書遺言書が作成されているようです。

#### (3) 秘密証書遺言書

あらかじめ作成した遺言書に封をして公正証場に持参し、2人以上の証人の立ち会いのもと、公証人の面前で遺言者本人が遺言書を作成したことを証明してもらう形式の遺言書です。

公証人は封がされている遺言書の内容の確認は行わず(そのため、遺言者の死亡後は家庭裁判所による検認を要します)、遺言書の保管も行いません。統計によると年間100件程度しか利用されていないようです。

## 3 保管制度創設の経緯

以上のとおり、実務上一般的な遺言書の形式としては、自筆証書遺言書と公正証書遺言書に大別されます。

このうち、自筆証書遺言書は、誰にも知られず手軽に作成できるという利点がありますが、その裏返しとして、遺言書が発見されない、第三者に改変されるなどの恐れもあります。これを受けて、自筆証書遺言書のリスクを緩和するための方策として、法務局による保管制度が創設されました。

## 第3 自筆証書遺言書の保管制度の内容<sup>1</sup>

### 1 遺言者本人による手続

#### (1) 法務局への保管

・遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する

不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に自筆証書遺言書を預ける。

- ・遺言書は、法務局への保管申請の前に、あらかじめ作成しておく必要がある。定められた形式(ホチキス止めしない、A4サイズ、余白の幅等)どおりに作成した上で、申請書、住民票写し(本籍地・筆頭者の記載が必要)、顔写真付き本人確認書類とともに法務局に提出する。
- ・手数料は1通につき3900円(本稿作成時点)。
- ・法務局の担当職員(遺言書保管官)が、自筆証書遺言の方式(全文・日付・氏名の自書、押印の有無等)について外形的な確認を行う。
- ・方式に問題がなければ、法務局が遺言書の原本を保管し、遺言書の画像データを保存する。
- ・手続終了後、遺言者の氏名・出生年月日・遺言書保管所の名称・保管番号が記載された保管証が遺言者に交付される。

## (2) 死亡時通知の申請(選択制)

- ・希望する遺言者は、自筆証書遺言書の保管申請の際、推定相続人・受遺者・遺言執行者等から1名を選択し、自分が死亡した際に、その者に対し法務局(遺言書保管官)から遺言書が保管されていることを通知(以下、「死亡時通知」といいます)させることができる。
- ・生前、通知対象者に自筆証書遺言書の作成や保管の事実を伝えておく必要はない。
- ・遺言書の内容は、死亡時通知を受領した者等が、法務局に遺言書の閲覧申請を行うことにより確認する。
- ・自筆証書遺言書を保管した後に、推定相続人の離婚や死亡等により、相続開始時において、通知対象者が法定相続人の地位を有していない可能性がある。

## (3) 遺言書の閲覧

- ・遺言者は、法務局に預けた後も、法務局に請求書を提出して、遺言書を閲覧することができる(保管所以外の法務局でもモニターにより遺言書の画像の閲覧ができる)。

## (4) 遺言書の撤回・変更

- ・遺言者は、法務局に対し、保管の申請を撤回することにより遺言書の返還を受けることができる。なお、返還を受けることにより遺言書の効力が失われるわけではない。
- ・また、保管申請後に氏名、住所等に変更が生じた場合、法務局に変更内容を届け出る必要がある。

## 2 相続開始後の手続

### (1) 遺言書保管事実証明書

- ・遺言者の死後(生前は不可)、相続人・受遺者・遺言執行者等(以下、「相続人等」といいます)は、法務局に申請し、遺言書保管事実証明書の交付を受けることにより、特定の遺言者が、交付申請者を相続人等とする遺言書が法務局に保管されているか否か(保管の有無)を確認することができる。

### (2) 遺言書情報証明書

- ・遺言者の死後(生前は不可)、相続人等は、法務局に申請し、保管されている遺言書の内容に関する証明書(遺言書情報証明書)の交付を受けることができる。遺言書情報証

明書は、登記(相続登記)や各種手続(銀行)に利用することができる。

- ・相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けると、法務局から申請者以外の相続人等に対し、遺言書を保管している旨が通知される(以下、「関係遺言書保管通知」といいます)。

### (3) 遺言書の閲覧

- ・相続人等は、法務局への申請により、保管されている遺言書の内容を確認することができる。閲覧の方法は、遺言書保管所での原本閲覧のほか、全国の法務局において、モニターによる画像閲覧も可能。
- ・相続人等が遺言書を閲覧すると、法務局から申請者以外の相続人等に対し、関係遺言書保管通知がなされる。

## 3 保管制度の利点

- ・通常の自筆証書遺言書と異なり、遺言書の紛失・破棄・改変の恐れがない。
- ・死亡時通知の利用により、自分の死後に、遺言書の存在を相続人等に知らせることができる。
- ・通常の自筆証書遺言書と異なり、家庭裁判所での検認手続が不要となる。
- ・遺言書の方式違反を理由に無効となる恐れが低い。

## 4 保管制度の留意点

- ・遺言書本人が法務局に出頭する必要があり、代理手続は認められない。
- ・法務局は、遺言書の内容に関する相談には応じない。遺言書の内容違反や遺言者の意思能力の欠如を理由に遺言書が無効となるリスクは残る。

## 第4 公正証書遺言書との比較

遺言者の立場からすると、自筆証書遺言書の簡便さを残しながら、紛失・破棄・改変を防ぐことができる点に、保管制度利用のメリットがあります。他方で、公正証書遺言書では公証人が遺言者本人の意思や遺言書の内容を確認することにより、意思能力や遺言書の有効性が一定程度担保されるのに対し、自筆証書遺言書の保管制度ではそのようなチェックが行われなため、無効リスクは、通常の自筆証書遺言書と大差がないこととなります。

このような観点からは、財産構成や遺言内容が複雑であったり、相続人の関係性が良好でなく相続でトラブルが生じる恐れがある場合は、公正証書遺言書を作成する方が安全といえそうです。

もともと、死亡時通知は、現時点で、公正証書遺言書では利用できず、自筆証書遺言書の保管制度の利用者にしか認められていない制度ですので、存命中は遺言書の内容を相続人等に伝えるのは避けたいが、死亡後は、希望する者に確実に遺言書の存在を知らせたいという要望をお持ちの場合、自筆証書遺言書の保管と死亡時通知の申請を検討する価値はあるかと思われます。

1 法務省HP([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html))